～エコ化補助金申請するみなさまへ～

手続きの流れと注意事項

①事前相談票の提出

・事前相談票の提出がまだの方は、必ず、事前相談票の提出をお願いします。ホームページからオンラインで提出可能です。

②省エネルギー診断

・省エネルギー型設備（川崎ＣＮブランド等認定製品含む）、エネルギー管理装置を導入する場合を導入する場合、年度末までに省エネルギー診断を受診し、その報告書を市へ提出する必要があります。省エネルギー診断は受診後、報告書受領までに 1 か月程度かかりますので、遅くとも令和８年２月末までに受診してください。

・なお、省エネルギー診断の受診前でも補助金の申請自体は可能です。（その場合は申請後に必ず省エネルギー診断を受診してください。）

③交付申請書に提出

・募集期間中に申請書（第１号様式）に必要書類を添付し、提出してください。

・交付決定までに、必要書類提出後、書類の不備がない場合で３週間から１か月程度お時間をいただいております。

・申請の募集期限は令和８年１月１３日までです。ただし、予算の上限に達した場合は、期日前に締め切りとなる場合がございます。その場合は、事前相談票ではなく、「申請書」の先着順で募集の受付を終了いたします。また、予算の残額によっては、申請額の満額の交付ができない場合もございます。

〇見積書の徴取について

（１）補助金申請額が 100 万円を超え、かつ、1 件の発注金額が 100 万円を超える場合

・必ず２者以上の市内中小企業者から見積書を徴取して下さい。

・市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第２号様式）を提出して下さい（申請の手引き P20）。ただし、見積書の作成を依頼する事業者が、川崎市の**競争入札参加資格者有資格者名簿**に登載されている事業者である場合、誓約書（第２号様式）の提出は不要です。

・そのうえで、３者目以降の見積書を市内非中小企業者や市外事業者から徴収することは差し支えありません。

（２）補助金申請額が 100 万円以下の場合（又は補助金の額が１，０００，０００円を超えるが工事等の１件の発注金額が１，０００，０００円を超えない場合）

・必ず２者以上の事業者から見積書を徴収して下さい。

そのうちの１者には、市内中小企業者を含めるよう努めてください。

〇承諾書について

・申請者と建物の所有者が異なる場合、承諾書（申請の手引き P22）を提出してください。

④補助金の交付決定及び工事契約の締結

・申請書の書類審査完了後、補助金交付決定通知書を送付します。

・必ず、交付決定後に対象機器等に係る工事契約を締結してください。**交付決定日前に契約した場合、補助を受けることはできません。**

⑤川崎市脱炭素経営アクション推進事業者の認定取得に向けた計画書作成

・**⑥完了届の提出までに、川崎市脱炭素経営アクション推進事業者の認定取得が必要です。**

・認定を受けるためには、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を作成する必要があります。計画書の作成については、担当職員が支援いたしますので、まずは次の相談先までご連絡ください。

【認定取得・計画書作成支援に関する相談先】

川崎市環境局脱炭素戦略推進室　　技術支援班

電話：044-200-0369　　FAX：044-200-3921

E-mail：30titan@city.kawasaki.jp

※市内事業者エコ化支援補助金の担当とは異なります。

※補助金交付決定前から計画書作成に取り組んでいただくことは差し支えありません。

⑥完了届の提出

・**令和８年３月１６日までに**支払い等を済ませ、完了届・必要書類を提出して下さい。期限までに完了届・必要書類を提出できることが補助の条件となります。**期限に間に合わなかった場合は補助を受けることはできません。**

⑦完了検査及び補助金の交付決定

・職員が、申請通り導入されているか現地で検査を行います。

・書類審査完了後、補助金の額の確定通知書と請求書を送付します。

⑧補助金の支払い

・請求書提出後３０日以内に補助金を指定口座に振り込みます。

〇申請書類について

・記入にあたっては、**鉛筆や消せるボールペンを使用できません。**また、**修正液や修正テープも使用できません。**訂正は、ボールペンを使用し、二重線で訂正してください。